

## 第 6 期川崎市男女平等推進行動計画を策定しました

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、行動計画を策定し取組を進めてきました。

今回、現行計画の終了に伴い、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化を踏まえるとともに、個別に策定していたDV防止・被害者支援基本計画との統合を行い、さらに女性支援法に基づく市町村基本計画との一体的な策定により、男女平等施策とDV防止・被害者支援施策及び女性支援施策を相互に連携して推進することとしました。これを受けて、計画の改定案として「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメント手続きを実施し、市民の皆様から 13 通（意見総数 45 件）の御意見をお寄せいただき、その実施結果について公表いたしました。

この度、いただいた御意見等を踏まえ、「一体的に策定する意義」や「女性相談支援員等に対する研修」について加筆等を行った上で、「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画」を策定しましたのでお知らせします。

### 1 添付資料

- 資料 1 「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について
- 資料 2 「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）」概要版

### 2 その他

「第 6 期川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）」の本編及び概要版については、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000185798.html>



川崎市ホームページ

問合せ先  
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 押田  
電話 044-200-2269

# 「第6期川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

川崎市では、令和4年3月に「第5期川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を推進してきました。今回、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化を踏まえ、計画の改定案として「第6期川崎市男女平等推進行動計画（案）」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、13通（意見総数45件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題名	「第6期川崎市男女平等推進行動計画（案）」について
意見の募集期間	令和7年11月20日（木）から令和7年12月26日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォーム）、郵送、FAX
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市政だより（令和7年12月号掲載）</li><li>・市及び男女共同参画センターホームページ、市民文化局人権・男女共同参画室X（旧Twitter）、男女共同参画センターInstagram</li><li>・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、市民館・図書館（分館を含む）、市民文化局人権・男女共同参画室、川崎市男女共同参画センター</li><li>・関係機関への案内</li><li>・説明会（12月7日）</li></ul>

結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ掲載</li> <li>・紙資料の閲覧</li> </ul> かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、市民館・図書館（分館を含む）、市民文化局人権・男女共同参画室、男女共同参画センター
---------	---

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		13通（45件）
内訳	電子メール	10通（34件）
	郵送	2通（8件）
	FAX	1通（3件）

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、DV対策や困難な問題を抱える女性への支援について、相談体制の拡充、相談員の増員・常勤化、研修強化を求める御意見、計画における女性支援の位置づけや施策間の整理に関する御意見、家庭生活への男性の参画などの御意見、今後の取組に対する御提案等をいただきました。

こうした御意見を踏まえ、「一体的に策定する意義」や「女性相談支援員等に対する研修」について加筆するとともに、国の法改正や関連計画等の進捗などを踏まえた必要な時点修正を行った上で、第6期男女平等推進行動計画を策定します。

### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 「計画全般」に関すること	0	0	0	6	0	6
(2) 第1章「計画の策定に当たって」、第2章「計画の基本的な考え方」に関すること	2	0	0	2	0	4
(3) 第3章「施策の展開」に関すること	2	1	1	29	0	33
(4) 第4章「計画の推進について」に関すること	0	0	0	2	0	2
(5) その他	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	1	39	0	45

具体的な意見の要旨と本市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(1) 計画全般に関する御意見（6件）

No.	意見・要望要旨	本市の考え方	区分
1	<p>男性差別や被害への対策を講じ、就業・教育・家庭・暴力などあらゆる分野での男性への配慮不足を是正し、これらの状況が人権侵害であることを認識したうえで、男性学の視点を取り入れ、現状の矛盾と怒りを真摯に受け止め、国や県の方針に依存せず川崎市独自のモデルを早急に形成し、実施すべきである。</p>	<p>本市では、すべての市民の人権を尊重し、差別や暴力のない社会の実現を目指しています。男女共同参画の推進にあたり、男性に対する取組も重要であると認識しています。今後も、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、安心して暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
2	<p>「男女平等推進行動計画」は、川崎市における今後5年間の男女平等推進政策の基本方針を示す重要な計画であり、地域の特性や現実に存在する性差別・男女格差の解消に向け、具体的な政策と事業計画を明確に示す必要がある。</p> <p>現行の「目標Ⅳ」については、事業が多数列挙されているものの、内容の具体性が乏しく、重要政策の方向性が不明確である。これまでのDV対策の取組を踏まえ、多様な状況に対応した支援施策を一層推進すべきであり、目標のタイトルについては、「困難な問題を抱える女性等への支援及びDV防止」へ修正することが望ましいと考える。</p>	<p>本市では、「男女平等推進行動計画」を、社会状況の変化やこれまでの取組を踏まえ、男女共同参画社会の形成を推進するために策定しています。目標Ⅳは、DV対策や困難な問題を抱える女性等への支援に関するものであり、これらの支援を効果的に行うためには、多様な機関がそれぞれの専門性を活かしながら連携・協働することが重要であると考えております。そのため、庁内会議等を通じて意見交換を行い、施策の充実に向けた検討を進めているところです。</p> <p>今後も、連携・協働の強化を図りながら、より実効性のある支援施策の推進に努めてまいります。</p>	D
3	<p>施策が他の行政機関の模倣に偏り、川崎市独自の特色を反映していない点が問題である。また、膨大な施策の推進と効果管理には過大な時間と労力を要し、管理のための管理に陥る懸念がある。したがって、川崎市らしさを打ち出し、効果の大きい施策をパイロットプランとして市民に期待を持たせる計画策定を検討すべきである。</p>	<p>本市では、他都市の事例を参考にしながらも、川崎市の地域特性や市民ニーズを踏まえた施策の展開を目指しています。本計画は、これまで個別に策定していたDV防止・被害者支援基本計画や女性支援法に基づく市町村計画を統合し、一体的な枠組みとして再構築したものです。施策の数が増えることで管理が複雑化する懸念については、効率的かつ効果的な進捗管理の仕組みを整えてまいります。</p>	D

4	<p>施策の内容や目標が定性的であり、目的と施策の連動が不十分なため、計画達成後の川崎市の男女平等やDV防止の水準が具体的にイメージできない点が問題である。DV防止では相談件数や割合を目標とするのは不適切であり、相談内容への対応や解決件数、相談者の満足度を指標とすべきである。また、女性比率の目標設定は分母の不明確さや能力評価を軽視する懸念があり、能力主義を徹底しつつ川崎市独自の施策を打ち出すべきである。さらに、研修や会議の開催回数を目標とするのは自己満足に過ぎず、実施内容や受講者数を重視すべきである。加えて、計画に予算額の記載がないことは重大な欠陥であり、効果的な施策には予算を重点配分し、効果の乏しい施策は減額・廃止すべきである。市民が計画の適正性を判断できるよう、施策ごとに予算額を明示する必要がある。</p>	<p>本計画では、施策に関連する数値目標を設定していますが、男女共同参画やDV防止の取組は、数値のみで効果を十分に示すことが難しい場合があります。また、長期的な変化や外部要因の影響により、数値目標の設定が困難なケースもあるため、目的や施策の方向性を示す形でまとめています。取組内容がより分かりやすく伝わるよう、効率的かつ効果的な進捗管理の方法を検討してまいります。</p>	D
5	<p>「女性等」という表現は不明確かつ不適切であり、削除するか「等」を具体的に明示すべきである。</p>	<p>本計画では、女性支援法に基づく支援対象を年齢、障害の有無、国籍などによって限定せず、性的マイノリティの方々に対しても、厚生労働省による基本方針に基づいて進めてまいります。そのため、対象の幅を示すために「女性等」と記載しています。</p>	D
6	<p>「男性の家庭生活への参加」という表現は家庭が一方の参加で成り立つことを認めるようで疑問である。</p>	<p>本市では、誰もが働きやすく暮らしやすい社会の実現に向け、政策決定への女性参画、職場環境の改善や働き方改革、男女間格差の解消を進めています。また、子育てや介護と仕事の両立を支える家庭環境づくりや、男女が共に責任を分かち合う意識を広める啓発にも取り組んでおります。男女それぞれが主体として関わり合う姿が適切に伝わるよう、今後の情報発信においても丁寧な表現を心がけてまいります。</p>	D

(2) 第1章「計画の策定に当たって」、第2章「計画の基本的な考え方・目標」に関すること（4件）

No.	意見・要望要旨	本市の考え方	区分
7	<p>困難を抱える女性への支援は男女共同参画政策の中心的テーマであり、政策全般と密接に関連するが、<u>計画案では女性支援の位置づけが男女共同参画政策として不明確であるため、その重要性を明示し、一体的に取り組む必要性を示していただきたい。</u></p>	<p>本市では、<u>困難な問題を抱える女性への支援を男女共同参画の重要な取組として位置づけ、これまでも関係施策と連携しながら対応を進めてまいりました。</u>本計画においては、<u>こうした支援を男女共同参画施策の中に明確に位置づけ、第2章に、目標Ⅳ「DV防止及び困難な問題を抱える女性等の支援」を新たに設定し、さらに、目標Ⅳは目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進することとしており、本計画に基づいて、DV防止や生活再建、就労・居住支援などと一体的に推進してまいります。</u>このような考え方をより分かりやすくお示すため、<u>いただいた御意見を踏まえ、女性支援法に基づく市町村計画を、男女共同参画社会基本法及びDV防止法に基づく市町村基本計画と一体的に策定する意義について、第1章にも追記いたします。</u></p>	A
8	<p>次期計画案は、<u>女性支援法に基づく支援の必要性を示しているが、3ページ「DV被害者支援との関係性」では、秘匿性の高いDVケースとそうでないケースの双方について、優先順位を設けることなく支援に取り組むことが明確にされていない。</u>女性支援法の理念に照らし、<u>秘匿性の高いDVケースとともに、秘匿性の高くないケースについてもDVケースと同様に尊重して支援することを明記してほしい。</u></p>	<p>本市では、<u>支援対象者の意思を尊重し、秘匿性の状況を考慮したうえで、女性相談支援員と社会福祉職等の専門職に加え、児童福祉、生活保護、高齢・障害を担当する専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。</u>いただいた御意見を踏まえ、<u>困難な問題を抱える女性等への支援について、本人の意思を尊重し、様々な関係機関と連携し取組を進めていることがより分かりやすく伝わるよう記載内容の見直しを行います。</u></p>	A
9	<p>目標Ⅳの名称はDV防止を優先する印象を与えるため、表現を改めてほしい。</p>	<p>本市では、<u>困難を抱える女性への支援を男女共同参画の推進における重要な取組として位置づけ、これまでもDV対策を含む関係施策と連携しながら対応を進めてまいりました。</u>本計画の目標Ⅳは、<u>DV対策や困難な問題を抱える女性等への支援の双方を包含し、これらを男女共同参画政策の中に明確に位置づけて推進してまいります。</u></p>	D

10	3 頁に世界の動向として 2024 年に女性差別撤廃委員会で日本審査が行われ、多くの勧告が出された事実に触れていないのは不適切である。	女子差別撤廃委員会による審査や勧告は、国における検討事項であり、現時点では国の対応が具体化していないため、本計画には直接記載しておりません。ただし、国際的な動向や勧告内容は重要であると認識しており、今後の国の対応状況に応じて、計画への反映を検討してまいります。	D
----	---	--	---

(3) 第3章「施策の展開」に関すること (33件)

No.	意見・要望要旨	本市の考え方	区分
11	暴力について相談できる窓口の認知度が目標値 40%を下回る結果となっていたため、DV に関する相談をしやすい環境として、オンライン窓口の設置や受付時間の延長を実施すべきである。	オンラインを活用した相談窓口につきましては、国及び神奈川県が開設している窓口を市ホームページへのリンクの掲載や区役所窓口等へのカード等の配架などにより周知を図るほか、相談支援についても連携に努めているところです。また、受付時間につきましても、これらの窓口では休日や夜間に対応しているほか、DV を含む家庭や人間関係等に悩む相談については男女共同参画センターにおいて対応しているところです。 今後も DV に関する認識や相談窓口の周知に向け、川崎駅構内やデジタルサイネージ、二十歳を祝うつどいパンフレット、女性に対する暴力をなくす月間での掲示、市ホームページの改善、SNS 発信など、効果的な広報に取り組んでまいります。	D
12	女性防災リーダー養成に向けた勉強会等の開催について、現役世代が参加しやすいよう、土日祝日の開催枠を設けていただくことを要望する。	現在、当該勉強会は平日に開催しておりますが、現役世代の皆様を含め、より多くの方が参加いただけるよう、土日祝日の開催枠を設けることも含め、開催方法や日程の工夫に努めてまいります。	C

13	女性相談支援員を各地域へ十分に配置すること、および、非正規雇用ではなく正規職員としての採用を基本とすることを強く要望する。	困難な問題を抱える女性の相談は、経済的困窮や児童虐待など、複数の問題を抱えるケースが多く、多様化・複雑化する事案に適切に対応する必要があるため、女性相談支援員と社会福祉職等の専門職に加え、児童福祉、生活保護、高齢・障害を担当する専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。また、警察・福祉・教育などの多岐に渡る機関・団体との連携した支援にも努めているところです。今後につきましても、様々な専門職や関係機関等と連携しながら支援の充実を図ってまいります。	D
14	施策 44 および 45 において、子どもの発達段階に応じた「包括的性教育」を実施することを明記していただきたい。	本計画では「包括的性教育」という名称を用いてはませんが、施策 37 の事業 118 において「学校教育において、発達の段階に応じた性に関する正しい知識の習得を推進」、施策 44 の事業 155 において、「就学前や学校教育の各段階において、暴力防止に向けた人権教育を推進する」ことを明記し、様々な施策が推進されるよう、取組を進めてまいります。	D
15	<u>DV 相談窓口の認知度が低下し、相談しない人の割合が増加している現状は重大な課題である。従来の施策では目標達成が困難であるため、課題を明確化し、<u>早急に効果的な対策を具体化するべきである。</u></u>	<u>「配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度」の数値については、これまで様々な手段で周知に努めてきたものの、まだ課題があるものと受け止めており、</u> 今後は、世代ごとにより有効と考えられる様々な広報手段を活用しながら相談窓口の周知をさらに強化することで、より多くの方に支援が届く環境を整えてまいります。	B

16	<p>売春防止法の改正や女性支援法の制定により責務規定が盛り込まれたことを踏まえ、女性相談員の常勤化や夜間休日の相談体制の設置など具体化すべきである。</p>	<p>困難な問題を抱える女性の相談は、経済的困窮や児童虐待など、複数の問題を抱えるケースが多く、多様化・複雑化する事案に適切に対応する必要があるため、女性相談支援員と社会福祉職等の専門職に加え、児童福祉、生活保護、高齢・障害を担当する専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。また、警察・福祉・教育などの多岐に渡る機関・団体との連携した支援にも努めているところです。休日及び夜間の相談体制につきましては、国及び神奈川県が開設している窓口を周知しているほか、DVを含む家庭や人間関係等に悩む相談については男女共同参画センターにおいても受付時間を調整して対応しているところです。今後につきましても、様々な専門職や関係機関等と連携しながら柔軟な対応が可能となるよう現行の仕組みを活用しながら支援の充実を図るとともに、窓口の周知等に取り組んでまいります。</p>	D
17	<p>シェルターの体制維持には運営補助の拡充が不可欠である。運営費補助を増額すべきである。</p>	<p>緊急一時保護を必要とする女性への支援においては、安全確保や心身の休養、自立に向けた取組など、緊急一時保護施設の果たす役割は大きく、切れ目のない支援を実施していく上で、同施設との連携は重要であると考えております。こうしたことから、女性の保護事業の充実を図るため、緊急一時保護施設の安定的な運営を確保する観点から、運営費補助金を増額するなど対応してきたところです。今後につきましても安定的・継続的な運営が図られるよう取り組んでまいります。</p>	D
18	<p>基本施策 12 は子どもや若年層に向けた施策が多いため、新入社員の研修として DV に対する研修を設けていただきたい。</p>	<p>本市では、DV や性暴力防止に向け、若年層を対象とした取組に加え、幅広い世代への啓発を行っており、社会全体で理解を深めることが重要であると考えています。男女共同参画センターでは、デートDV 予防講座やハラスメント予防研修などを実施していますが、いただいた御意見を踏まえ、社会人を含む幅広い層が参加しやすい講座や研修のテーマについて、検討を進めてまいります。</p>	D
19	<p>基本施策 11 では基本施策 9 との関連性を示し、施策 30 による居場所づくり支援との連動を明確にすることを検討していただきたい。</p>	<p>基本施策 11 を含む目標Ⅳの推進にあたっては、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられる施策と連動し、一体的に取り組むこととしており、目標Ⅱの施策 9 による就労支援や目標Ⅲの施策 30 による居場所づくり支援などを組み合わせ、総合的な支援を進めてまいります。</p>	D

20	<p>計画策定部会の報告書によると、女性相談支援員が女性支援において重要な役割を担うことから、バックアップ体制の推進が求められていた。しかし、次期計画案では施策 132 のみの言及にとどまり、役割や庁内での支援体制が不十分である。施策 132 において女性相談支援員を中心に関係職員が連携することを明示してほしい。</p>	<p>本市では、女性相談支援員が女性支援において重要な役割を担っており、本計画においては、相談体制の充実を図るため、関係職員との連携強化や女性相談支援員の専門性向上に向けた研修の充実などを施策や事業に位置付けております。</p> <p>困難な問題を抱える女性の相談は、経済的困窮や児童虐待など、複数の問題を抱えるケースが多く、多様化・複雑化する事案に適切に対応する必要があるため、女性相談支援員と社会福祉職等に加え、児童福祉、生活保護、高齢・障害を担当する専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。また警察・福祉・教育などの多岐に渡る機関・団体との連携した支援にも努めているところです。</p> <p>女性相談支援員等の専門性の向上につきましては、研修等の充実を図り、支援の質の確保に努めているところです。</p> <p>今後につきましても、複雑化する相談事案に的確に対応できるよう、女性への支援の充実に向けて継続的に取り組んでまいります。</p>	D
21	<p><u>施策 128 等で女性相談支援員に対する研修などを具体的に記載していただきたい。</u></p>	<p><u>女性支援に関わる職員の人材育成につきましては、研修等の充実により専門性の向上を図り、支援の質の確保に努めており、今後につきましても、施策 40「様々な機関と連携・協働した支援体制の充実」において、複雑化する相談事案に的確に対応できるよう継続的に取り組んでいく予定としておりますので、いただいた御意見を踏まえ、女性支援の質の向上や共通認識と理解の醸成を進めていくことがより分かりやすく伝わるよう記載内容の見直しを行います。</u></p>	A
22	<p>目標Ⅳ DV 防止及び困難な問題を抱える女性等への支援について、相談者の立場に立ち、専門家が市役所担当者と連携し、将来の見通しを開くための助言や提案を行い、相談者との連絡を密にして対応してほしい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性や DV 被害者への支援においては、相談者の意思を尊重し、当事者に寄り添ったきめ細かな対応が重要となりますので、関係部署や関係機関が連携し、支援を実施しています。今後も関係機関等と連携しながら、個々の状況に応じた相談支援を実施してまいります。</p>	D

23	<p>施策 41 事業番号 131～134 について、内容に期待する。相談支援員は十分な研修を受け、経験豊富な人を中心にチームを構成し、事例報告を適切に行っていただきたい。</p>	<p>相談支援員の専門性向上のため、法改正やメンタルヘルスに関する外部講師による研修、事例検討を含む研修等を実施するとともに、定期的に情報交換の場を設け、相談支援員の経験や知識、スキル等の共有を図っているところです。今後につきましても、複雑化する相談事案に的確に対応できるよう、女性への支援の充実に向けて継続的に取り組んでまいります。</p>	D
24	<p>施策 43 事業番号 145～161 について、各所管局との連携を重視し、相談者がたらい回しにされないように対応してほしい。</p>	<p>相談者が安心して支援を受けられるよう、必要な情報共有や調整を徹底し、迅速かつ円滑な支援の提供に努めます。また、関係機関が連携を図りながら、個々の状況に応じた相談や対応を行ってまいります。</p>	D
25	<p>女性相談支援員をバックアップする取組は重要であるが、計画案では基本施策 11 の施策 41 の事業番号 132 に「女性相談支援員と関係職員の連携による相談実施」のみにとどまっている。女性相談支援員の職務の重要性を踏まえ、一般職員研修とは別に専門的な研修やスーパーバイズの実施を事業として明記すべきである。また、女性相談支援員の増員を検討して欲しい。</p>	<p>本市では、女性相談支援員の業務が支援対象者の安全確保や継続的な支援を実施する役割であると認識しており、基本施策 11 において、関係職員との連携による相談体制の強化を位置付けております。また、ご提案いただいた専門的な研修を含め、女性相談支援員等の資質向上に向けた取組を進めているところです。</p> <p>女性相談に携わる職員体制について、現在、女性相談支援員と社会福祉職等の専門職が連携し、組織的な対応を図るとともに、スーパーバイズ等を活用しながら支援を実施しており、今後につきましても、複雑化する相談事案に的確に対応できるよう、女性への支援の充実に向けて継続的に取り組んでまいります。</p>	D
26	<p>基本施策 11 の施策 41「早期把握」においては、相談窓口の周知のみでは不十分であり、相談につながるためのハードルを下げる方策が必要である。特に、居場所づくりによって信頼関係を構築し、相談へ結びつけることが重要であり、オンラインや SNS など相談手段の多様化も早急に検討する必要がある。</p>	<p>悩みを抱える方が相談につながりやすくなるよう、市のホームページだけでなく、SNS を含むデジタル媒体や広報物等を通じて、日常生活の中で自然に目に入る情報発信を心がけるとともに、親しみやすい表現を用いるなど心理的なハードルを下げる工夫を検討してまいります。</p>	D

27	<p>基本施策 9 の施策 29 の事業番号 94 及び施策 30「貧困等生活上の困難に直面する女性への支援」に含まれる困難女性支援関連の施策は、基本施策 11 に整理・移動することが計画の趣旨に合致する。さらに、基本施策 9 の施策 31「ひとり親家庭」から「シングルマザー」を独立した項目として設けることが望ましい。加えて、複合的な困難は属性の重なりに限らず、近年の特徴であるため、包括的な支援と民間団体や庁内外の連携を具体的に行動計画に反映する必要がある。</p>	<p>困難な状況にある女性への支援については、本計画の基本的な考え方として、就労、居住、居場所づくり、健康など、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられた多様な施策と連動し、社会全体の構造的課題の改善を目指しています。これらの施策間の関連性を踏まえ、総合的かつ一体的な取組を推進してまいります。</p>	D
28	<p>広報活動における「啓発」などの上から目線の表現は見直す必要があり、市民が施策に賛同しないのは無知ではなく、施策に意味がないと判断している可能性を認識すべきである。</p>	<p>広報における表現について、本計画では、市の取組を広く周知し、より多くの方に知っていただく上で、「啓発」という用語を用いております。今後とも丁寧で分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	D
29	<p>川崎市において、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、幼児期から保護者まで幅広い世代を対象とした包括的な性教育の普及啓発を推進すべきである。これは子供の命や人権を守り、いじめや犯罪を未然に防ぐためにも計画に盛り込む必要がある。</p>	<p>本市では、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく「包括的性教育」という名称での記載はしていませんが、本計画において若年層を対象にしたワークショップを位置付け、若い世代が健全な人間関係の築き方を学び、暴力を容認しない意識を育むことを目指しています。また、「生命の安全教育」として、性や人権、暴力の問題を含め、子どもたちの健やかな成長を支える教育を実施しており、これは DV の予防や女性支援にもつながる重要な取組であることから、今後も充実を図ってまいります。</p>	D
30	<p>助産師や教育関係者が性教育の機会を創出できる環境整備を行うべきである。</p>	<p>性教育については、子どもたちが、自他の命と人権を尊重し、いじめや犯罪から身を守るために重要な教育であると深く認識しております。発達の段階に応じた性教育の推進について、助産師等と連携した授業の充実を図るとともに、教員向けの研修を通じた指導力の向上に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>母子保健の分野においては、医師や助産師等を市内の小学校・中学校・高校へ派遣し、生徒や教員に対して命の大切さ等について啓発を図っており、今後も引き続き関係局と連携しながら取組を推進してまいります。</p>	D

31	男性が家事や子育ての主体となれるよう、企業の労働環境改善に向けて川崎市独自の施策を打ち出すべきである。	固定的な性別役割分担意識の再生産を防ぐため、幼少期からの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、家庭や地域、事業者への情報発信を一層推進してまいります。企業に対しては、「かわさき☆えるぼし」認証制度や広報紙「労働情報かわさき」等を通じた職場での意識改革や、男女共同参画フォーラム等を通じて広く市民への啓発を進め、男性の家事・育児参画を促す環境づくりを支援してまいります。	D
32	川崎市は未婚者の割合が高く、男女の賃金格差、非正規雇用の女性の多さを踏まえ、シングル女性への住居・医療など個別支援策を講じるべきである。	未婚女性や非正規雇用など目標Ⅳの基本施策 11 を中心に、関連する目標Ⅲの基本施策 9 と連携しながら、生活や就労、健康などに関する支援を総合的に推進してまいります。 また、困難な問題を抱える女性への支援については、個別の状況に応じた支援が求められておりますので、一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。	D
33	24 頁、57 頁の性と生殖に関する健康と権利について、妊娠・出産支援のみで避妊薬や中絶へのアクセスが記載されていないのは問題であり、プレコンセプションケアや包括的性教育の実施が不可欠である。性交や避妊を教えずに健全な妊娠・出産を描くのは安易である。	性と生殖に関する健康と権利については、妊娠・出産支援に加え、プレコンセプションケアを基本施策 10 に位置付け、周知啓発を進めてまいります。また、「包括的性教育」という表現は用いておりませんが、中学校及び高等学校において、デート DV 予防啓発プログラムを計画に位置付け、若い世代が健全な人間関係を築き、暴力を容認しない意識を育むことを目指してまいります。 性や健康に関する正しい知識の普及啓発については、学校への生徒等への出前講座において、医師や助産師等の専門家による講話のなかで性交・避妊について正しい知識を伝えるとともに、妊娠・出産 SOS 事業では、個別の避妊や中絶の相談内容を丁寧に聞き取り、適切な助言や医療機関に関する情報提供等を実施しております。今後も関係局と連携しながら取組を推進してまいります。	D

34	59 頁の困難女性支援では相談員の増員や待遇改善が必要である。	困難な問題を抱える女性の相談は、経済的困窮や児童虐待など、複数の問題を抱えるケースが多く、多様化・複雑化する事案に適切に対応する必要があるため、女性相談支援員と社会福祉職等の専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。また、女性相談支援員の専門性の確保が重要であることから、報酬を増額する処遇改善を図り、安定した人材の確保に努めております。今後につきましても、支援体制の充実に取り組んでまいります。	D
35	事業番号 134 の再掲番号を修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、事業番号 144 に修正します。	A
36	デート DV 予防教育やアンコンシャス・バイアス解消は、年度開始後の希望校募集ではなく、定期的・継続的な実施体制を整えるべきであり、そのためには年度カリキュラム検討前の募集や定期実施の仕組みが必要である。	デート DV 予防教育やアンコンシャス・バイアス解消に関する講座については、毎年希望調査に基づき実施校を選定し、様々な学校で行ってきました。今後も、市内の幅広い若年層に届けるため、学校の意向を確認しながら、継続的に実施してまいります。	D
37	プレコンセプションケアの周知に加え、ユースクリニック機能や包括的性教育を発達段階に応じて取り入れることが、教育委員会やこども未来局で求められる。	ユースクリニック機能については、学校において、保健室の養護教諭による健康相談や、スクールカウンセラーによる心理相談などが、その役割を担っているものと考えております。併せて体育科・保健体育科を中心に、特別活動等で、生命や自己及び他者の尊重等について学んでいます。また「包括的性教育」という表現は用いておりませんが、中学校及び高等学校において、デート DV 予防啓発プログラムを計画に位置付け、若い世代が健全な人間関係を築き、暴力を容認しない意識を育むことを目指してまいります。 性や健康に関する正しい知識の普及啓発については、市内の小学校・中学校・高校の生徒や教員に対し、命の大切さを伝えるとともに、将来の妊娠・出産に備えて今からできることを伝えるなど、発達段階に応じた啓発を行っております。今後もプレコンセプションケアの概念を児童や生徒が適切に理解できるよう、引き続き関係局と連携しながら取組を推進してまいります。	D

38	防災研修回数や女性割合の増加は必ずしも連動しないため、国が把握する毎年度の数値も確認が必要ではないか。	防災分野における研修については、研修回数の増加のみでは女性の参画割合の拡大に必ずしも直結しないことを認識しております。そのため、本市では、市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進を図るとともに、地域防災の担い手となる女性リーダーの養成を推進することを目指し、これまで行政区単位で段階的に進めてきた取組を、今後さらに地域との連携を深めながら拡大するため、数値目標を設定しております。また、国が把握する毎年度の関連数値の確認を含め、取組内容がより分かりやすく伝わるよう、効率的かつ効果的な進捗管理の方法について検討を進めてまいります。	D
39	意思決定に関わる女性割合を増やすには、市議会議員の女性比率の把握が必要である。ジェンダー統計の活用状況の把握方法や、基礎調査での使用データがジェンダー統計の確認はどのように把握するのか。市職員研修や男女共同参画推進員が対応するのか。	本計画の取組状況をまとめた年次報告書において、現在、市議会議員の女性比率等の数値を把握しておりますので、引き続き評価・公表を行ってまいります。ジェンダー統計につきましては、目標 I の基本施策 2 でジェンダー統計の実施に向けた理解促進を位置づけ、各局に対してその趣旨を周知し、取組を推進してまいります。	D
40	男性主体の子育て支援活動は担い手が限定的で進展が期待できないため、子育て期の男性がいる職場での啓発を事業者と連携して強化する方が現実的である。	家庭生活における男女共同参画の推進については、幼少期からの男女共同参画に関する教育の推進や、家庭や地域への情報発信を強化します。企業に対しては、出前授業や、「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた職場での意識改革、男女共同参画かわさきフォーラム等を通じて広く市民への啓発を進め、男性の家事・育児参画を促す環境づくりを支援してまいります。	D
41	女性を蔑視する過激な AV やレイプ的な性漫画の蔓延は、男性の性的感覚に悪影響を与え、男尊女卑や未婚率増加、DV 被害の一因となっているため、これらを厳しく取り締まる条例を制定すべきである。	表現物については、条例による直接規制は困難ですが、幼少期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画や人権尊重の理解促進に向けた教育を推進します。また、メディアから流れる性に関する情報を正しく理解し、適切に判断できる力を育むため、メディア・リテラシー向上に向けた教育を進めます。	D

42	非論理的な発言が女性に多い背景には、論理的思考や発言を訓練する機会の不足があると考えられるため、教育現場でプレゼンスキルや弁論、グループディスカッションの機会を増やし、能力に基づく公正な評価を実現し、男女のパワーバランスを自然に均衡させるべきである。	学習指導要領においては、子どもたちの思考力、判断力、表現力等を育成することが求められており、自分の考えを説明したり議論したりする力は重要であると考えております。各学校の教育活動において、思考力・判断力・表現力等が育成されるよう、様々な機会をとらえて支援を行ってまいります。	D
43	ケア労働の賃金の低さは女性が多い職種と重なり、家庭内ケアも弱者に偏る傾向があるため、賃金格差の是正や福祉サービスの拡充により、弱者が搾取されない構造を構築することが重要である。	男女共同参画センターで実施するジェンダー平等に関する講座や男女共同参画かわさきフォーラムなどを通じて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動などを引き続き行い、あらゆる場における男女共同参画の推進に努めてまいります。	D

(4) 第4章「計画の推進について」に関すること（2件）

No.	意見・要望要旨	本市の考え方	区分
44	川崎市の男女共同参画推進体制や関係団体との連携はこれまで十分に認知されていない。第6期ではDV被害者や困難を抱える女性支援に向け、相談員の人数の充実と地域性を生かしたきめ細かな支援が重要であり、川崎市らしさを感じられる取り組みを期待する。また、協力する市民も多いと思う。	本市では、男女共同参画社会の実現に向け、市民や事業者と連携するため「かわさき男女共同参画ネットワーク」を設置し、民間団体と協力した啓発や情報共有を進めています。また、男女共同参画センターでは、女性の就労や起業に関する相談、居場所づくりなどを多様な主体と協働して実施しています。 困難な問題を抱える女性の相談は、経済的困窮や児童虐待など、複数の問題を抱えるケースが多く、多様化・複雑化する事案に適切に対応する必要があるため、女性相談支援員と社会福祉職に加え、児童福祉、生活保護、高齢・障害を担当する専門職が連携し、組織的に支援を実施しています。また警察・福祉・教育などの多岐に渡る機関・団体との連携した支援にも努めておりますので、引き続きこれらの関係機関と連携し、取組を進めてまいります。	D

45	<p>関連団体との連携については、税金が投入されている以上、実施主体や責任者、ミッションを明確にし、相乗効果を発揮する仕組みを構築すべきである。加えて、DV対策において最も有効な警察の役割が記載されていないため、連携に警察を加えるべきである。</p>	<p>本市では、男女共同参画を推進するため、産業・教育・地域などの民間団体が協力し情報交換する「かわさき男女共同参画ネットワーク」を設立し、運営にあたっては、責任体制や目的を明確にし、関係団体が連携して効果的に取り組める仕組みを整えています。</p> <p>DV対策における警察との連携については、本計画第4章の「DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援の体系」において、関係機関と連携した支援体制を位置づけています。</p>	D
----	---	--	---

## 5 市民意見等を踏まえた計画の修正事項

※下線は修正箇所

本編 頁番号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
<p>3</p> <p>パブリック コメント 意見 No.7 を反映</p>	<p>4（1）一体的に策定する意義</p> <p>本市は、市民に最も身近な基礎自治体～（中略）担っています。 女性支援は、単なる個別支援にとどまらず、社会に存在する不平等や性別による役割分担、慣行等により生じる不利な状況を是正し、男女共同参画社会の実現に直結する重要な取組です。</p> <p>（中略）</p> <p>このことから、第6期行動計画は、<u>女性支援法に基づく市町村計画を、男女共同参画社会基本法及びDV防止法に基づく市町村基本計画と一体的に策定します。一体的な計画とすることで、相談体制の強化、緊急時の保護、生活再建支援、就労や居住支援、地域での居場所づくりなどを総合的に進めることができます。これにより、支援を受ける方にとっても分かりやすく、切れ目のない支援が実現し、行政や関係機関が同じ方向を向いて取り組むことで、地域全体で女性の人権を守り、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進していきます。</u></p>	<p>4（1）一体的に策定する意義</p> <p>本市は、市民に最も身近な基礎自治体～（中略）担っています。</p> <p>（中略）</p> <p>このことから、第6期行動計画は、DV防止計画及び女性支援法に基づく市町村基本計画と一体的に策定することとし、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的に推進していきます。</p>
<p>3</p> <p>パブリック コメント 意見 No.8 を反映</p>	<p>4（2）DV 被害者支援との関係性</p> <p>（中略）<u>一方、困難な問題を抱える女性への支援においては、学校生活や就労などを継続しながら、地域の中で様々な関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。これまで取り組んできたDV防止法に基づく取組との重なりを意識しながら、本人の意思を尊重し、それぞれの状況等に応じた最適な支援を行う必要があります。</u></p>	<p>4（2）DV 被害者支援との関係性</p> <p>（中略）<u>困難な問題を抱える女性への支援においては、これまで取り組んできたDV防止法に基づく取組との重なりを意識しながら、それぞれの状況等に応じた最適な支援が行われるよう、DV防止法等を踏まえて支援を行う必要があります。</u></p>

4	<p>5 (2) 国の動き</p> <p>国においては（中略）義務付けられることとなりました。また、<u>改正法では、女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が基本原則において明確化されるとともに、法の基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策が位置づけられました。</u></p> <p><u>次に、女性への（中略）図られました。さらに、同法改正の趣旨を踏まえ、女性活躍推進法に基づく基本方針においても「働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す」ことが示されています。加えて、（中略）引き上げられました。</u></p> <p>（中略）</p> <p>このように、国は男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきたところであり、<u>現行の第5次計画が2025年度末で終了することを受けて、「第6次男女共同参画基本計画」（以下「第6次計画」という。）について、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、令和7（2025）年8月に素案が公表され、意見募集を経て、現在策定作業が進められています。</u></p> <p>さらに、こうした取組を進めるうえで、各地域における男女共同参画センターの果たす役割が一層重要となっていることから、令和7（2025）年に「<u>独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年6月27日号外法律第79号）</u>」が成立し、（中略）求められています。</p>	<p>5 (2) 国の動き</p> <p>国においては（中略）義務付けられました。</p> <p>女性への（中略）図られました。さらに、</p> <p>（中略）引き上げられました。</p> <p>（中略）</p> <p>このように、国は男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきたところであり、<u>昨今の社会情勢の変化を踏まえ、令和7（2025）年12月に「第6次男女共同参画基本計画」（以下「第6次計画」という。）が策定されました（予定）。</u></p> <p>さらに、こうした取組を進めるうえで、各地域における男女共同参画センターの果たす役割が一層重要となっていることから、令和7（2025）年に「<u>独立行政法人男女共同参画機構法</u>」が成立し、（中略）求められています。</p>
1 1	<p>「かわさき☆えるぼし」認証企業数</p> <p>（中略）制度創設から<u>8年目となる令和7（2025）年度現在、160社</u>が「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証（中略）。</p>	<p>「かわさき☆えるぼし」認証企業数</p> <p>（中略）制度創設から<u>7年目となる令和6（2024）年度現在、146社</u>が「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証（中略）。</p>

1 2	審議会等委員に占める女性の割合 現状値 35.1%【令和7年度】  女性委員ゼロの審議会等の数 現状値 19【令和7年度】	審議会等委員に占める女性の割合 現状値 34.2%【令和6年度】  女性委員ゼロの審議会等の数 現状値 20【令和6年度】
1 3	「かわさき☆えるぼし」認証企業数 現状値 160【令和7年度】	「かわさき☆えるぼし」認証企業数 現状値 146【令和6年度】
1 9	図表 15 のとおり、女性の割合の数値は経年で改善傾向にあるものの、令和7(2025)年度は35.1%となっています。また、女性委員ゼロの審議会等の数は19となっており、計画策定時から大きな変化が見られない状況です。 *図表 15 も変更	図表 15 のとおり、女性の割合の数値は経年で改善傾向にあるものの、令和6(2024)年度は34.2%となっています。また、女性委員ゼロの審議会等の数は20となっており、計画策定時から大きな変化が見られない状況です。
3 3	審議会等委員に占める女性の割合 現状値 35.1%【令和7年度】  「かわさき☆えるぼし」認証企業数 現状値 160【令和7年度】	審議会等委員に占める女性の割合 現状値 34.2%【令和6年度】  「かわさき☆えるぼし」認証企業数 現状値 146【令和6年度】
4 9	えるぼし認証制度とは 令和8(2026)年1月現在、160社が認証	えるぼし認証制度とは 令和7(2025)年1月現在、146社が認証
5 8 パブリック コメント 意見 No.21 を反映	事業番号 128 女性支援に関わる職員への専門研修や事例検討会議等を実施し、支援の質の向上を推進します。また、円滑な支援を行うため、関係部署において女性支援法に関して共通認識と理解の醸成を図ります。	事業番号 128 女性支援に関わる職務関係者が共通の認識の理解のもと、支援に取り組むために、女性支援法の理解促進に関わる研修等を推進します。
5 9 パブリック コメント 意見 No.35 を反映	事業番号 134 【再掲：事業番号 144】	事業番号 134 【再掲：事業番号 134】

67	女性委員ゼロの審議会等の数 現状値 19【令和7年度】	女性委員ゼロの審議会等の数 現状値 20【令和6年度】
68 104	参考資料 1 用語解説 2 第6期行動計画策定の経過 3 男女共同参画関連年表 4 男女平等かわさき条例 5 男女平等推進審議会規則 6 川崎市男女共同参画センター条例 7 男女共同参画基本法（抄） 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	

※その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

## 第 6 期

川崎市男女平等推進  
行動計画

～かわさき★かがやきプラン～

## ◎ 概要版 ◎

計画期間：令和 8(2026)年度～令和11(2029)年度

女性も男性も全ての個人が、多様な価値観や意見を尊重し、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざしています。この理念のもと、男女平等施策と、DV防止・被害者支援施策、さらには困難な問題を抱える女性への支援施策を相互に連携し、効果的に推進するため、「第6期川崎市男女平等推進行動計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

川崎市  
令和 8(2026)年 3 月

## ◎ 計画策定の趣旨

- 第5期川崎市男女平等推進行動計画の計画期間の終了に伴い、また、男女共同参画社会の形成に向けて社会状況の変化に的確に対応するため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする第6期男女平等推進行動計画(以下「第6期行動計画」という)の策定を行います。
- 第6期行動計画は、令和7(2025)年3月の川崎市男女平等推進審議会からの答申で示された「計画策定に当たって重要な事項」を踏まえて策定します。

## ◎ 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村基本計画(継続)
- ② 「女性活躍推進法」の規定に基づく市町村推進計画(継続)
- ③ 「DV防止法」の規定に基づく市町村基本計画(DV防止計画との統合 ※1)
- ④ 「女性支援法」の規定に基づく市町村基本計画(新規 ※2)

※1 相互に関連する多様な施策を一体的に推進するため、DV防止法に基づく「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を本計画に統合します。  
※2 令和4(2022)年の女性支援法制定による市町村基本計画の努力義務化を踏まえ、本計画を女性支援法に基づく市町村計画としても位置付けます。

世界の動向

令和7（2025）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数 2025」で、日本は148か国中118位であり、主要7か国で最下位となっています。

国の動き

- ・女性活躍推進法の改正（女性の健康上の特性への配慮の明確化、基本方針へのハラスメント対策の位置づけ）（令和7（2025）年）
- ・DV防止法の改正（保護命令の発令要件に精神的暴力も追加、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設、保護命令違反の厳罰化等）（令和5（2023）年）
- ・女性支援法の制定（令和4（2022）年）
- ・第6次男女共同参画基本計画 ※令和7（2025）年度

川崎市の状況

- ・今後、少子高齢化の進展が見込まれている。（市内65歳以上人口：令和7（2025）年：32.2万人⇒令和32（2050）年：46.5万人）
- ・世帯数は増加を続けているが、1世帯当たりの人員が減少している。（世帯数/単独世帯割合 平成12（2000）年：539,836世帯/38.0%⇒令和2（2020）年：745,988世帯/45.7%）

▶ 現状と課題

男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

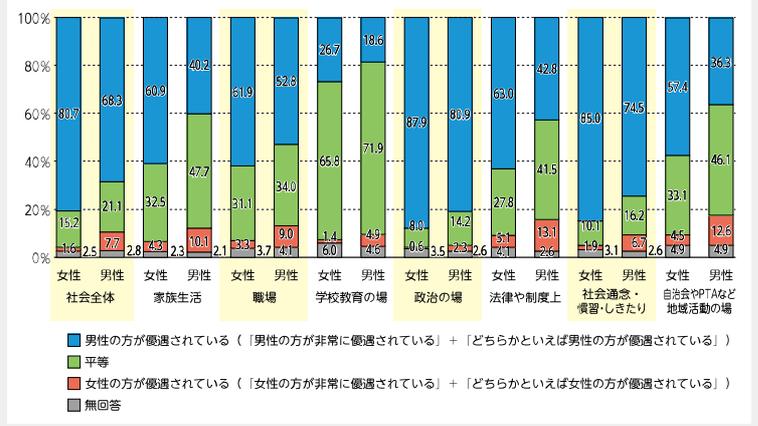
現状

- 社会全体における男女の地位の平等感については、男性の約7割、女性の8割超が「男性が優遇されている」と感じており、特に職場・政治・社会通念などでその傾向が強くなっています。

課題

- 固定的な性別役割分担意識、性に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消することが重要であり、市民全体の意識改革や理解促進に取り組む必要があります。
- 発達段階に応じた人権教育や、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていくことが必要となっています。

【図表】男女の地位の平等感（川崎市）



第6期行動計画への反映

目標Ⅰを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」として、市民や市職員に対する啓発に取り組みます。

職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

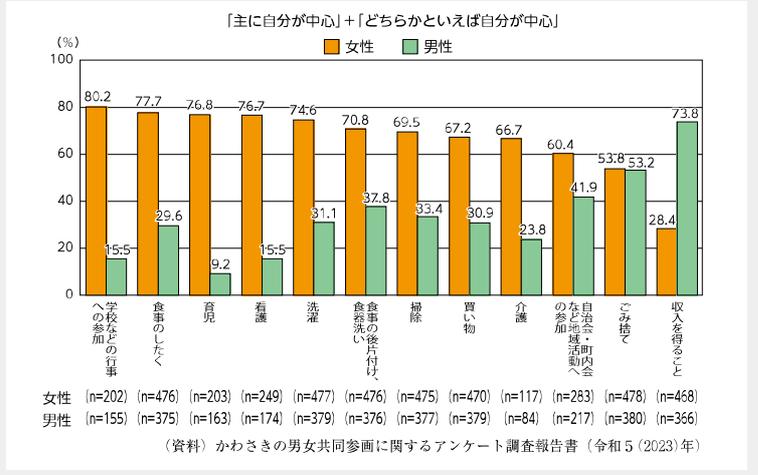
現状

- 市の審議会委員や課長級職員に占める女性割合は、設定した目標を達成できていない状況です。
- 女性の労働力率はM字カーブの改善傾向があるものの、非正規雇用が多く、年齢とともに増加し、賃金格差の要因となっています。
- 女性の就労は進んでいますが、家事・育児・介護の負担は依然として女性に偏っています。

課題

- 女性の方針決定過程への参画を進めるため、市の率先した取組と意識啓発が必要です。
- 女性が希望する働き方を実現できるよう、多様な就労やキャリア形成支援の推進が必要です。
- 長時間労働の是正や男性の育児・介護休業取得促進など、働き方改革を進めることが重要です。

【図表】家庭内での分担状況（川崎市）



第6期行動計画への反映

目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」として、働く場における女性の活躍推進等に取り組みます。

## 地域における男女共同参画の推進

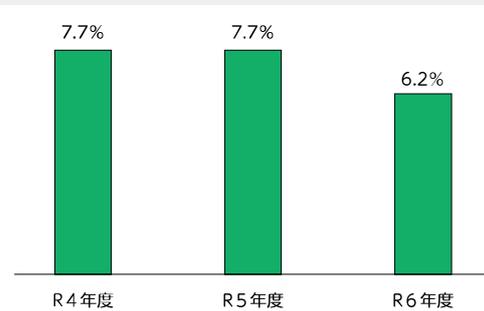
### 現状

- 避難所運営では性別による役割分担にとられない取組が進む一方、地域防災組織では女性リーダーが依然少ない状況となっています。
- 行政支援の存在を知っていても、自分が対象かわからず利用しない人や、複合的な課題を抱えながら支援につながらない人が多い状況です。

### 課題

- 地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、庁内関係部署と地域が連携して防災体制を構築していくことが引き続き重要です。また、地域防災における女性の参画拡大に向け、女性が重要な担い手であることの意識啓発や女性が積極的に地域防災の意思決定の場に参加できるよう取組を進めます。
- 貧困等生活上の困難に直面する女性が抱える困難の実態を把握し、支援の手法を検討するとともに、地域で安心して妊娠・出産、子育てができる環境整備や、幅広い対象者への情報提供及び多様な機関との連携等による継続的な支援が必要となっています。

【図表】 防災組織に占める女性委員の割合



(資料) 市民文化局

### 第6期行動計画への反映

目標Ⅲを「地域における男女共同参画の推進」として、男女共同参画の視点からの防災対策の推進、貧困等生活上の困難に直面する女性への支援等に取り組みます。

## 女性支援法の施行を踏まえた取組の推進

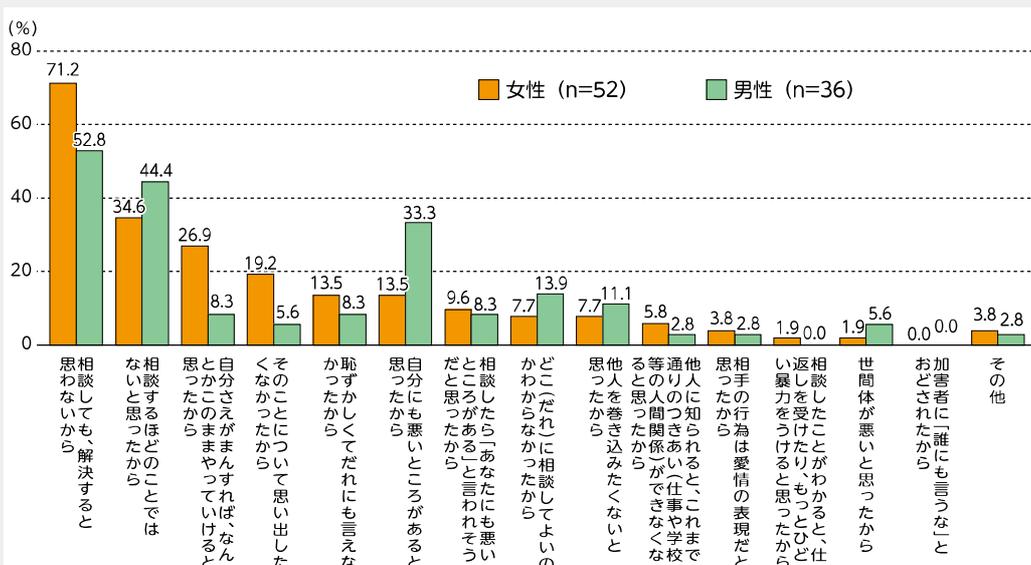
### 現状

- 本市の女性相談件数は近年、年間1万1千～2千件前後で推移しています。
- DV被害に遭った際に相談しなかった者は女性48.1%、男性67.9%で、相談しなかった理由は、男女とも「相談しても解決しないから」の理由が最多であり、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的被害者が多い状況が見られます。

### 課題

- 女性支援法の成立を踏まえ、市町村については、困難な問題を抱える女性等への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、関係機関等との連携・協働により、包括的な支援を提供する体制の整備に努めることが求められています。
- 体制整備にあたっては市町村計画を策定し、新たな支援の枠組みである支援調整会議を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要となっています。

【図表】 DV被害について相談しなかった理由 (川崎市)



ベース：配偶者・パートナーからのDVを受けたことがある人

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和5(2023)年)

### 第6期行動計画への反映

新たに目標Ⅳを女性支援法とDV防止法に基づく市町村計画と位置付け、女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援を推進していきます。

## 基本的な考え方

### ① 目標Ⅰ～Ⅲは、第5期行動計画から継続設定

男女共同参画社会の形成の促進には、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要であり、第5期行動計画の取組状況から、引き続き「教育・啓発」、「職業生活・家庭生活」、「地域」という男女共同参画の重要な領域について目標を掲げます。

### ② 新たに目標Ⅳ「DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援」を設定

女性支援法に基づく女性支援は、これまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましいものとなっています。

また、困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは、男女共同参画社会の形成において重要な施策です。

### ③ 目標Ⅳは、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策との相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって推進

就労支援や居住支援、地域での居場所づくり支援、健康支援など、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられる多様な施策と相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって取組を推進していきます。

## 施策・事業体系

4つの目標の下に、12の基本施策、45の施策、161の事業を位置づけます。

関係部署が一層の連携を図り、一体的な推進を目指します。

### 〔第6期行動計画の全体構成〕

目標	基本施策	施策・事業	
1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	7施策	20事業
2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 4 働く女性・働きたい女性の活躍推進 5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進 7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	17施策	58事業
3 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進 9 地域での課題解決や支援の推進 10 生涯を通じた健康支援	15施策	48事業
4 DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援 <small>※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進</small>	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進 12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	6施策	35事業

〔第6期行動計画体系図〕

目標	基本施策	施策
<b>I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進</b>	<b>1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</b>	(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進 (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 (4) 性の多様性についての理解の促進
	<b>2 男女共同参画の視点に立った理解の促進</b>	(5) 市職員の意識向上 (6) ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進 (7) 男女共同参画社会の形成に関する影響等の把握及び施策の推進
<b>II 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進</b>	<b>3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大</b>	(8) 審議会等委員への女性の参画の推進 (9) 女性職員のキャリア形成支援と管理職への登用の推進 (10) 企業や地域の関係団体等における女性管理職の育成・登用に向けた取組の促進
	<b>4 働く女性・働きたい女性の活躍推進</b>	(11) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進 (12) 多様なニーズに対応した就業支援の推進 (13) 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進 (14) 専門分野や専門職等への女性の参画拡大、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供
	<b>5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現</b>	(15) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実と利用の促進 (16) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進 (17) 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進 (18) 市役所における働き方改革と仕事と家庭を両立できる職場環境の推進 (19) 働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進
	<b>6 男性にとつての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進</b>	(20) 男性にとつての男女共同参画の意義についての理解の促進 (21) 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進
	<b>7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進</b>	(22) 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進 (23) 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進 (24) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進及び地域における連携の強化
	<b>8 地域活動における男女共同参画の推進</b>	(25) 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進 (26) 地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進 (27) 地域防災における男女共同参画の推進 (28) 地域における男性、子ども・若者の参加促進
	<b>9 地域での課題解決や支援の推進</b>	(29) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進 (30) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 (31) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進 (32) 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進 (33) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 (34) 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 (35) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進 (36) 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進
<b>10 生涯を通じた健康支援</b>	(37) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進 (38) 妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり (39) 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進	
<b>IV DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援</b>	<b>11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進</b>	(40) 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 (41) 早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知 (42) 当事者の意思を尊重した自立支援の促進
	<b>12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進</b>	(43) DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進 (44) DVに関する啓発や教育の促進及び防止に向けた調査研究等の実施 (45) 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進

## 目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

市の施策が固定的な性別役割分担意識等を助長することがないように職員の意識向上を図るとともに、性別によって異なるニーズを踏まえて施策を推進します。

### 基本施策1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場面において、幅広い世代の市民に対し啓発の実施や、教育・学習機会の提供を推進します。
- 次世代を担う子ども・若者に対して、子どものころから男女共同参画や性別にかかわる人権問題、SDGsについて学ぶ教育を推進します。

### 基本施策2 男女共同参画の視点に立った理解の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れて施策を推進できるよう、研修等を通じた市職員の意識向上を全庁的に推進します。
- 市の施策推進に向けた調査等は、ジェンダー統計の視点に基づいて実施します。

## 目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画、男女共に働きやすい職場環境づくり、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進します。

### 基本施策3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

- 市の政策・方針決定過程で多様な視点が反映されるよう、審議会等委員への女性の参画、女性職員の計画的育成・管理職への登用を進めます。
- 女性の活躍に向けた環境整備、ロールモデル、キャリア形成の推進等に向けて、市内の事業者への情報提供等を行います。

### 基本施策4 働く女性・働きたい女性の活躍推進

- 女性がどのライフステージでも希望に応じて働けるよう、就業継続・再就職・起業等の支援や、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進します。
- 子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれずに進路を選択できるようキャリア教育を推進します。

### 基本施策5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 男女ともにあらゆる世代の人が、家庭生活や地域生活に参画しつつ働けるよう、子育て支援や介護サービスの充実と多様な働き方の啓発を進めます。
- ハラスメントの根絶に向けた取組を進めます。

### 基本施策6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進

- 男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が家事・育児・介護や地域活動等に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

### 基本施策7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進

- 雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、業務分担の見直し、女性のキャリア形成や管理職登用、ハラスメント防止が企業に広がるよう、啓発・情報提供を行うとともに認証制度を通じて企業を支援します。

## 目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

防災など地域における方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。また、一人ひとりが自らの身体について正しい意識を持ち、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

### 基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

- 男女共同参画の視点からの地域活動を促進するとともに、防災を含む地域における方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- 男性の地域活動への参画や、子ども・若者が固定的な性別役割分担意識に捉われずに社会参画できるよう、啓発や教育機会の提供を推進します。

### 基本施策9 地域での課題解決や支援の推進

- 困難を抱える人々が、安心して暮らせるよう、個々の状況に応じた支援と多様性を認め合う社会に向けた啓発等に取り組みます。

### 基本施策10 生涯を通じた健康支援

- 誰もが生涯を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が保障され、心身及びその健康について主体的に決定できるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を行います。
- 若い世代が、正確な知識や情報に基づいて、自らの性や互いの性差を理解し尊重し合うことができるよう、教育と啓発を推進します。

## 目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

暴力を容認しない社会環境の整備に向けて情報提供・啓発を推進していくとともに、被害者に対しては、その意思を尊重しニーズに合わせて関係機関が連携しながら支援を行います。

女性が直面する問題は複雑化しており、支援ニーズも多様化していることから、困難な問題を抱える女性等に寄り添ったきめ細かな支援が求められています。

### 基本施策11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進

- 困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等と連携・協働し、支援対象者の意思を尊重した相談支援や自立に向けた支援に取り組みます。
- これまで相談に繋がってこなかった支援対象者の早期把握に努め、相談後も継続して必要な支援に繋がることのできるよう、体制の整備と相談窓口の周知を行います。

### 基本施策12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進

- DV被害者支援に当たっては、個々の状況やニーズに応じた相談、保護、自立に向けた支援を関係機関が連携して行います。
- DVや性暴力防止に向けた理解を促進し、若い世代に対しては人権教育や予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進します。

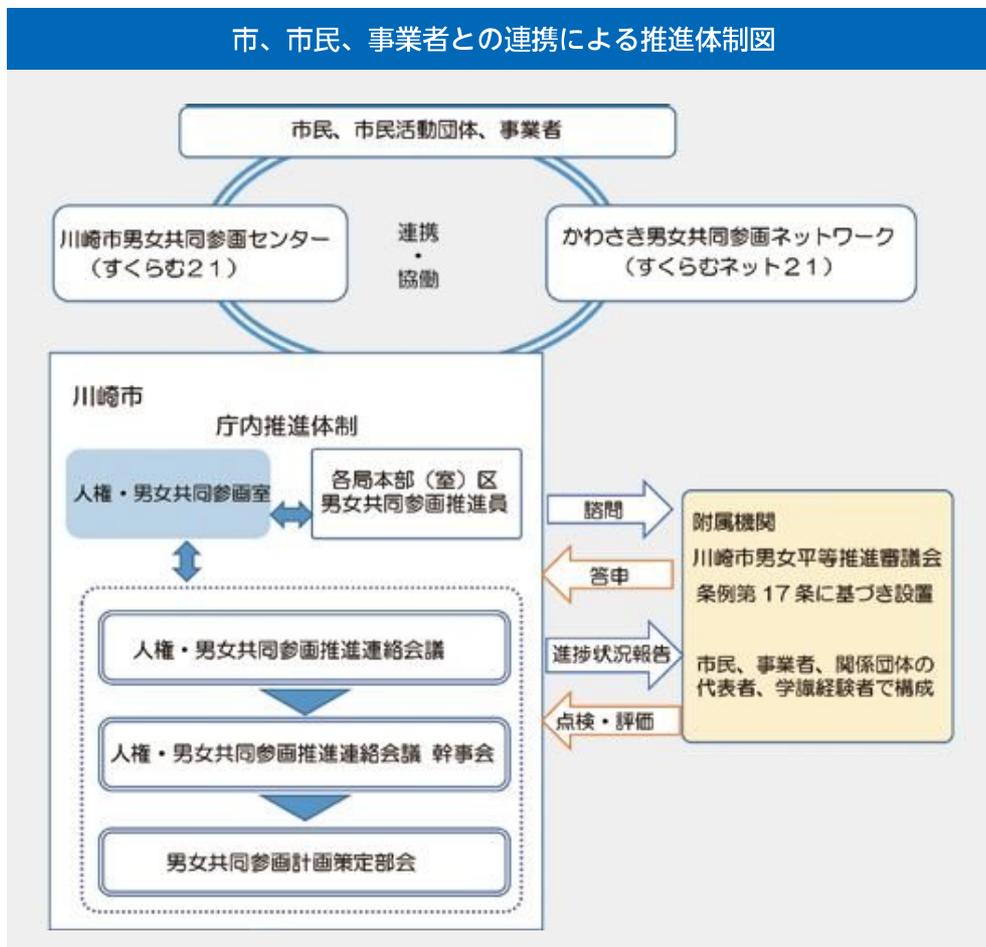
## 推進体制

- ✓ 第6期行動計画の推進に当たっては、附属機関である川崎市男女平等推進審議会、市内の関係会議等、本市の男女平等の拠点施設である川崎市男女共同参画センター、かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）など、市、市民、事業者との連携により取組を進めます。
- ✓ DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、関係機関や民間団体等と連携・協力して取組を進めていきます。

## 計画の点検・評価

- ✓ 事業の進捗状況についての所管課及び男女共同参画推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。
- ✓ 報告書の作成に当たっては、計画の進捗状況や主要な取組を精選して市民に分かりやすく示すなど、効率的・効果的な進行管理を行います。

市、市民、事業者との連携による推進体制図



## 数値目標

✔7つの数値目標を設定。

目標達成に向け、各事業の取組の一層の推進を図ります。

### 【第6期行動計画の数値目標】

項目【目標-基本施策】		現状値 【年度】	目標値 【令和11(2029)年度】
男女平等施策を推進するための拠点機能を担う 川崎市男女共同参画センターの認知度	【I-1】 【IV-11】	女性：34.6% 男性：22.2% 【令和5(2023)年度】	女性：40% 男性：30% 【令和10(2028)年度末】※
市の審議会等委員に占める女性の割合	【II-3】	35.1% 【令和7(2025)年度】	40%以上
市の管理職に占める女性比率	【II-3】	25.1% 【令和6(2024)年度】 (令和7年4月1日現在)	30%以上 (令和12年4月1日まで)
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	【II-7】	160社 【令和7(2025)年度】	200社以上
男女共同参画の視点に立った地域防災の研修等の回数	【III-8】	17回 【令和6(2024)年度】	20回以上
女性相談支援に携わる職員が参加した研修及び連絡会議等の回数	【IV-11】	65回 【令和6(2024)年度】	72回以上
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	【IV-12】	33.1% 【令和5(2023)年度】	40%以上 【令和10(2028)年度末】※

※令和10(2028)年度末に実施予定である第7期行動計画策定に向けたアンケート調査で数値を確認するため、目標値についても令和10(2028)年度末時点で設定。

## 川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）の御紹介

川崎市男女共同参画センターは、平成11(1999)年に、男女平等かわさき条例に基づき設置された市の施設です。性別にかかわらず男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる男女共同参画を推進する活動拠点として、主に「調査・研究」・「相談」・「情報収集及び提供」・「市民の学習、研修及び交流の活動支援」の事業を行っています。



所在地 高津区溝口2-20-1

電話 044-813-0808

URL <https://www.scrum21.or.jp/>

すくらむ21

検索



## 第6期川崎市男女平等推進行動計画 概要版

令和8(2026)年3月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2300

FAX 044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

